



《問い合わせ》

上野図書館 ☎ 21-6868 FAX 21-8999
 いがまち図書室 (いがまち公民館内) ☎ 45-9122
 島ヶ原図書室 (島ヶ原会館内) ☎ 59-2291
 阿山図書室 (あやま文化センター内) ☎ 43-0154
 大山田図書室 (大山田公民館内) ☎ 47-1175
 青山図書室 (青山公民館内) ☎ 52-1110

司書のおすすめ

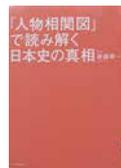


■絵本

『だれのほね?』
 たけうち ちひろ/文・切り絵、西澤 真樹子/監修
 「なが〜いはな おおきなからだ だれのほね?」 どんどん出てくる骨の絵とヒントを見て、どの動物の骨なのかを当ててみましょう。白黒のほねの絵と、カラフルな動物の絵を見くらべながら楽しめる、切り絵の絵本です。

■一般書

『「人物相関図」で読み解く
 日本史の真相』
 後藤 寿一/監修



■児童書

『南極のさかな大図鑑』
 岩見 哲夫/文
 廣野 研一/絵



■一般書

『日本の365日に会いに行く』
 永岡書店編集部/編著
 『若い読者に贈る美しい生物学講義』
 更科 功/著

■児童書

『知っておきたい!日本の「世界遺産」がわかる本』
 世界遺産を学ぶ会/著
 『旅が好きだ! 21人が見つけた新たな世界への扉』河出書房新社/編

■絵本

『きんぴらきょうだい』
 荻田 澄子/文、大島 妙子/絵
 『ねこになっちゃった』
 角野 栄子/作、よしむら めぐ/絵

図書館(室)からのお知らせ

◆上野図書館開館案内

毎年10月は特別図書整理期間のため休館していますが、今年は開館します。10月の休館は、毎週月曜日のみとなります。

◆郷土の歴史夜咄会

【とき】 10月16日(金) 午後6時~7時30分
 【ところ】 ハイピア伊賀 5階多目的大研修室
 【テーマ】 小説を書いた忍術市長 奥瀬平七郎
 【講師】 地域誌「伊賀百筆」編集長 北出 橋夫さん

◆おはなしクラブ「いがぐり」

平成17年4月1日、上野図書館の「おはなしの会」に参加する個人ボランティアが集まり、会員数10人で発足し、現在の会員数は16人。



第2・4土曜日の「おはなしの会」や第4水曜日の「赤ちゃんタイム」などの上野図書館での活動のほか、市内の小学校でも読み聞かせを行っています。絵本だけでなく、紙芝居・エプロンシアター・ストーリーテリングなども活用して、子どもたちが本に親しめるように、活動を行っています。

10月の読み聞かせ

絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなどをします。(30分~1時間程度)

とき	ところ	催物(読み手)
8日(木) 10:30~	上野図書館	えほんのひろば(ちいさなねこ)
10日(土) 10:30~	上野図書館	いろんなコトバでえほんをたのしもう
	大山田図書室	おはなしたいむ(きらきら)
13日(火) 11:30~	青山図書室	おとなカフェ
18日(日) 10:30~	阿山図書室	読み聞かせの会(はあと&はあと)
20日(火) 10:30~	大山田図書室	あかちゃんたいむ・ミニおはなし会
20日(火) 14:20~	島ヶ原清流	読み聞かせ会(ネェよんで)
22日(木) 10:30~	青山図書室	おはなしなあに?
24日(土) 10:30~	上野図書館	おはなしの会
11月6日(金) 11:00~	島ヶ原子育て支援センター	絵本の時間(ネェよんで)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者の人数を制限しています。

詳しい情報はこちら



IGAMONO
セレクシオン
IGAMONO 伊賀
No.6



伊賀の甘ざけ 濃いままタイプ
米麴と伊賀米で一貫生産し、砂糖や人工甘味料、添加物、アルコールは一切使っていません。麴のもつ酵素力のみで造った手づくりの甘ざけです。



町野酒店 町野 恭司さん
製造販売業を創業しました。現在は、酒類小売業も営んでいます。創業から百二十余年の間に、新潟・福島・丹後地方から杜氏を迎えて、「米しようちゆづ」を製造販売しました。こうした杜氏らの酒造り技術を、当店の持つ米麴製造技術に融合し、今日に至る麴製造技法を進展させてきました。

当店の米麴は、「蒸造り製法」で製造しています。すべて手作業のため手間は掛かりますが、品質を保つには優れた方法で、高品質な麴が生産できます。これからも「蒸造り製法」を守り、お客様に喜んで頂ける麴造りを続けていきます。



【問い合わせ】 商工労働課
22・96669 FAX 22・96665

「ウィークリー伊賀市」でも見られるよ！

【放送期間】

10月5日(月)～11日(日)



小・中学生のためのコラムです

こども広場

「第4次伊賀市障がい者福祉計画」

■「障がい者福祉計画」って何？

日本は、平成26年に国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に同意しました。この条約には、障がいのある人も障がいのない人と同じように、基本的な人権や自由を持つということが書かれています。その他にも、日本には障がいのある人の権利や当たり前の生活を守るための法律がたくさんあります。

「障がい者福祉計画」は、それらの法律の考え方をもとに、障がいのある人にかかわらず、みんながお互いを尊重し助け合いながら、安心して暮らすための目標や取り組みをまとめたものです。

伊賀市では、この計画を6年ごとに新しく作り直しており、現在、令和3年度からの計画を作成しています。

■計画の内容は？

基本理念

「だれもが自分らしく暮らせるまちをつくる」
目標Ⅰ…一人ひとりに合った生活をするために、必要な情報を発信したり、いろいろな相談を受けられる体制をつくる。

目標Ⅱ…生涯を通じて社会参加できるように、成長に合わせて必要な力を身につける

ための学習や体験などの場をつくる。

目標Ⅲ…共に生きる「地域の一人」として、お互いの人権を大切にしながらつながりをもち、だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる。

■どうやって作るの？

昨年からは、障がいのある人やその家族、障がいのある人に関わる仕事をしている人などから聞き取りやアンケート調査を行いました。それらの回答をもとに、これから伊賀市でどのようなことに取り組んでいったらいいのかということをもとめています。

11月までに計画の案を市民の皆さんに見てもらい、意見を集め、修正や追加を行い、より良い計画になるように作成していきます。新しい計画は来年3月に完成する予定です。



障がい者週間での啓発活動

【問い合わせ】 障がい福祉課
22・96667 FAX 22・96662